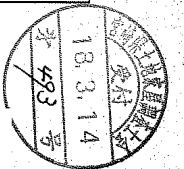


# 不動産登記に係る登録免許税の改正に関するお知らせ



平成18年3月  
法務局・税務署

平成18年4月1日から、不動産登記に係る登録免許税に関して次のような改正を行うことが予定されておりますので、お知らせします。

1 平成15年4月1日から適用されている不動産登記に係る登録免許税の税率の特例（租税特別措置法第72条。税率を本則の2分の1に軽減）は、平成18年3月31日の適用期限の到来をもって廃止されます。

2 土地に関する次の登記に係る登録免許税について、その税率を本則の2分の1に軽減する特例（改正後の租税特別措置法第72条）が創設されます。

- (1) 売買による所有権の移転の登記
- (2) 所有権の信託の登記

※ この措置は、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に受ける登記に係る登録免許税について適用されます。

登記の種類・原因	現行 (特例措置) H15.41~H18.3.31	改正後		
		本則	特例 H18.4.1~H20.3.31	
所有権の移転	売買	1.0%	2.0%	1.0%(土地)
	相続、合併	0.2%	0.4%	
	共有物の分割	0.2%	0.4%	
	贈与、その他	1.0%	2.0%	
所有権の保存	0.2%	0.4%		
地上権等の設定等	設定、賃貸	0.5%	1.0%	
				移転
	所有権	0.2%	0.4%	0.2%(土地)
信託の登記	所有権以外	0.1%	0.2%	
	所有権	0.2%	0.4%	
	所有権以外	0.1%	0.2%	
相続財産の登記	所有権	0.2%	0.4%	
	所有権以外	0.1%	0.2%	

別表 第1

新築建物課税標準価額認定基準表

宮崎地方法務局

(単位 1㎡当たり)

平成18年4月1日実施

種類	居宅	店舗及び事務所	旅館及び病院	工場及び倉庫	物置及び車庫
構造					
木造	61,000	46,000	56,000	26,000	21,000
鉄骨鉄筋コンクリート造	98,000	116,000	140,000	70,000	54,000
鉄筋コンクリート造	80,000	86,000	103,000	65,000	52,000
鉄骨造	63,000	67,000	81,000	29,000	23,000
軽量鉄骨造	57,000	42,000	51,000	24,000	18,000
コンクリートブロック造 煉瓦造	54,000	51,000	62,000	32,000	26,000
摘要	共同住宅・民宿・ 寄宿舍・茶室・グ ループホーム	校舎・講堂・研究 所・集会所・映画 館・遊技場・公衆 浴場・給油所・競 技場・守衛所・体 育館・教習所・練 習場・幼稚園・保 育所・会館・休憩 所・研修所・管理 入室	診療所・劇場・野 球場・百貨店・銀 行・養護所・老人 ホーム・料理店・ 保養所・ホテル・ ディサービスセン ター	発電所・変電所・ 停車場・温室・作 業所・機械室・洗 車場・市場・冷蔵 倉庫・駐車場・駐 輪場・配電室・冷 凍室・荷捌所・選 果場	鶏舎・酪農舎・畜 舎・便所・蚕室